

令和 2 年 4 月 1 7 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 藪下 裕己

「電気事業法第 1 0 6 条第 3 項の規定に基づく報告徴収について」
に対する報告について

本年 4 月 6 日付「電気事業法第 1 0 6 条第 3 項の規定に基づく報告徴収について (20200406 資第 10 号)」により求めのありました事項につきまして、添付のとおり報告いたします。

以 上

【添付】

1. 「(1) 回答における内容(役職員による金品受領、不適切な工事発注・契約、電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填等)に類似する事案の有無」について

該当無し

2. 「(2) 本件事案が発覚した後、コンプライアンスの遵守等を徹底するために取り組んできた内容及びコンプライアンスの遵守等に係る今後の計画」について

- a. 「本件事案が発覚した後、コンプライアンスの遵守等を徹底するために取り組んできた内容」について

- (a) 関西電力社内報告書公表(2019年10月)以降

- ・2019年10月2日、コンプライアンスの徹底に関する注意喚起文書を北海道電力株式会社(以下、「北海道電力」という。)社内に発信した。
- ・同年10月10日、北海道電力の社内規程で定めている工事概算額等に関する情報提供禁止規定の遵守徹底および特命発注を行う際の要件の再確認に関する注意喚起文書を北海道電力社内に発信した。
- ・同年11月12日、北海道電力の執行役員以上において金品受領を自粛した。

- (b) 関西電力第三者委員会調査報告書公表(2020年3月)以降

- ・2020年3月16日の役付執行役員以上が出席する北海道電力の社内会議において、コンプライアンス担当役員から第三者委員会報告書の概要および同報告書を踏まえた北海道電力の当面の対応について報告し、会議出席者において同報告書の内容を確認した。
- ・同年3月23日、北海道電力の社外取締役および社外監査役に対し、コンプライアンス部門から第三者委員会報告書を配布するとともに同報告書を踏まえた北海道電力の当面の対応を共有した。
- ・同年3月24日の北海道電力取締役会において、北海道電力社長から第三者委員会報告書の概要および同報告書を踏まえた北海道電力の対応について報告したほか、関西電力の業務改善命令の内容を共有した。
- ・同年4月1日、法的分離に伴い発足した当社は、コンプライアンスに向けた取り組みについて、北海道電力と一体となった推進体制を構築した。当社および北海道電力は、共同で「企業倫理委員会」を設置し、北海道電力社長を委員長、当社社長および副社長(コンプライアンス担当役員)を委員として、

コンプライアンス事案への対応、再発防止策の確認等、両社が共同してコンプライアンス推進に取り組んでいくこととした。

- ・同日、全ての役員・従業員について金品受領を原則禁止し、その旨を「コンプライアンス行動の手引」に盛り込む改正を実施するとともに、金品受領に関して対応に苦慮することがあればコンプライアンス相談窓口へ相談するよう周知した。また、全ての役員・従業員に対して、本事案を踏まえたコンプライアンス意識の徹底に関する要請文書を企業倫理委員会委員長から発信した。

b. 「コンプライアンスの遵守等に係る今後の計画」について

関西電力第三者委員会が提言した再発防止策に対する当社の対応について検討し、企業倫理委員会において審議する予定（4月中）である。審議結果を踏まえ、コンプライアンスのさらなる徹底に向け、具体的取り組みを実施していく。

具体的な取り組み内容については、次年度、内部監査部門がその取り組み状況を確認していく。

以 上